

## 山梨県電力供給体制強靱化推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本県における電力供給体制強靱化に向けた取り組みを、県、市町村、電力会社等の関係機関が連携し、一体となって推進するため、山梨県電力供給体制強靱化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議では、次の事項の推進について協議する。

- (1) 事前の取り組みについて
- (2) 災害時の対応について
- (3) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、別表の職にある者をもって構成する。

2 座長は、森林環境部 次長をもって当てる。

### (会議)

第4条 会議は、座長が招集し、その議事を進行する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

### (部会)

第5条 会議に、部会を置くことができる。

2 部会長は、構成員から座長が指名する。

3 部会は、部会長が招集し、その議事を進行する。

### (事務局)

第6条 会議及び部会の事務処理のため、事務局を設ける。

2 事務局は、森林環境部 地域エネルギー推進室が行うものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

座長：森林環境部 次長

構成員	構成員
高度政策推進局政策調整グループ政策参事	南部町担当課長
防災局防災危機管理課長	富士川町担当課長
森林環境部森林整備課長	昭和町担当課長
森林環境部県有林課長	道志村担当課長
森林環境部治山林道課長	西桂町担当課長
森林環境部地域エネルギー推進室長	忍野村担当課長
産業政策部成長産業推進課長	山中湖村担当課長
県土整備部県土整備総務課長	鳴沢村担当課長
県土整備部道路整備課長	富士河口湖町担当課長
県土整備部道路管理課長	小菅村担当課長
県土整備部治水課長	丹波山村担当課長
県土整備部砂防課長	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社 広報・渉外担当部長、渉外担当次長、 企画総括グループマネージャー、 広域業務グループマネージャー
県土整備部都市計画課長	
企業局電気課長	
甲府市担当課長	東京電力エナジーパートナー（株） 販売本部東京本部 法人第六営業グループ課長
富士吉田市担当課長	
都留市担当課長	
山梨市担当課長	山梨県森林組合連合会 専務理事
大月市担当課長	（株）関電工 西関東営業本部山梨支店 社会インフラ工事部長
韮崎市担当課長	
南アルプス市担当課長	（株）NTT東日本- 山梨災害対策室長
北杜市担当課長	（一社）山梨県建設業協会専務理事
甲斐市担当課長	日産自動車（株） 関東リージョナルセールスオフィス リージョナル事業推進マネージャー
笛吹市担当課長	
上野原市担当課長	
甲州市担当課長	山梨県自動車販売店協会 専務理事
中央市担当課長	東京ガス山梨（株） エネルギーソリューション部長
市川三郷町担当課長	
早川町担当課長	吉田ガス（株） 特需グループグループリーダー
身延町担当課長	